第４節　企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組

Ⅰ　開示諸制度の整備（資料１～５参照）

Ⅱ　開示諸制度の運用（資料６、７参照）

Ⅲ　EDINET（電子開示システム）の開発状況等（資料８参照）

Ⅳ　会計基準の品質向上に向けた取組（資料９参照）

Ⅴ　会計監査の信頼性確保に向けた取組（資料 10 参照）

サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ設置の背景

（資料1）

- 2023年３月期から有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示が開始（個別具体的な基準はなし）。今後、この開示が具体的な基準に準拠して行われることで、比較可能性を高め、投資家に有用な情報が提供されることが重要 ・・・①
- 我が国のサステナビリティ基準委員会（SSBJ）では、2023年６月に最終化した国際基準（ISSB基準）を踏まえ、日本における具体的なサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）を開発中であり、2024年３月に公開草案を公表 ・・・②
- SSBJ基準の適用対象については、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（プライム上場企業ないしはその一部）から始めることが考えられる中、公開草案の公表に際し、具体的な適用対象や適用時期を検討することで、公開草案に関する適切な議論が行われるほか、企業等において基準の適用に向けた準備が進むと考えられる ・・・③

  （注）2022年12月公表の金融審議会ディスクロージャーWG報告では、「…企業によって社会全体へのインパクトが異なることや様々な業態があること、企業負担の観点、欧米では企業規模に応じた段階的な適用が示されていることを踏まえると、 我が国では、最終的に全ての有価証券報告書提出企業が必要なサステナビリティ情報を開示することを目標としつつ、今後、円滑な導入の方策を検討していくことが考えられる」と提言

- また、投資家からはサステナビリティ情報の信頼性の確保を望む声があり、国際的にも、当該情報に対する保証のあり方について議論が進んでいる。我が国において、サステナビリティ開示基準や保証制度を導入するには、法改正を視野に入れた検討が必要であり、議論を始めていくことが重要 ・・・④

  ⇒ 金融審議会において、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループを新規に設置

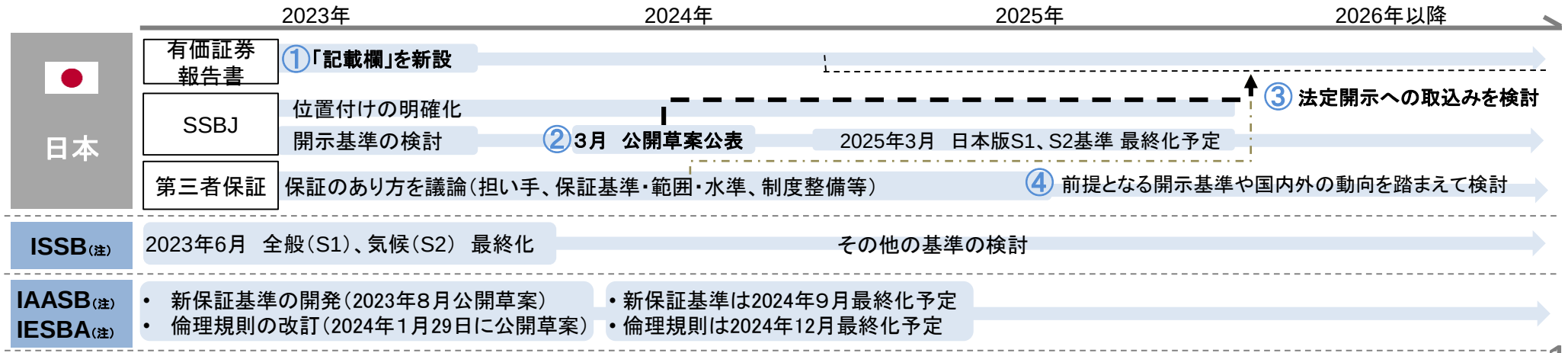

（注1）ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）、IAASB（国際監査・保証基準審議会）、IESBA（国際会計士倫理基準審議会）

サステナビリティ開示に関するISSB基準の最終化

（資料2）

■ 2023年6月26日、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は全般的な開示要求事項（S1基準）及び気候関連開示（S2基準）基準を最終化

ISSB基準の概要

全般的な開示要求事項 （IFRS S1基準）	• 全ての重要なサステナビリティ関連のリスクと機会を開示するための全般的な開示要件を設定　（例）重要性の判断、開示場所に関する要件等 • TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言における4つの構成要素（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）を、気候からサステナビリティ関連のリスクと機会に拡大
気候関連開示 （IFRS S2基準）	• 企業の気候関連のリスクと機会に関する開示要件を設定 • TCFDの4つの構成要素（ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標）に基づき、TCFD の開示要件から一部追加あるいは詳細化した要件を設定 • TCFD との主な違いは、温室効果ガス（GHG）排出量のScope 3（注1）の開示の要求（※ただし適用初年度の開示は省略可能）、及び業種別指標の開示の要求（※業種別適用ガイダンスに記載の指標を参照の上で、適用可能性を検討しなければならないとされている）

（参考）SSBJにおける現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画（2023年8月3日改訂）

● IFRS S1及びS2基準の発効時期（2024 年1 月1 日以後開始する年次報告期間から）や、企業の規模等に応じた段階的な適用を容認する救済措置なども踏まえ、日本版S1プロジェクト及び日本版S2プロジェクトは、以下の時期を目標とすることが考えられる。

1 公開草案の目標公表時期	2023年度中（遅くとも2024年3月31日まで）
2 確定基準の目標公表時期	2024年度中（遅くとも2025年3月31日まで）

（注1）Scope 1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出、Scope 2 : 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出、Scope 3 : Scope 1、Scope 2以外の間接排出（事業者の活動に関連する他社の排出）

（出所）IFRS財団プレスリリース（2023年7月24日公表）、同プロジェクトサマリー（2023年6月26日公表）、SSBJ「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」（2023年8月3日改訂）

サステナビリティ開示基準のあり方

（資料3）

- 2023年6月に、サステナビリティ情報の開示に関する国際的な基準としてISSB基準が設定され、今後、各国で、同基準の適用に向けた動きが進展することが見込まれる。欧州では、ISSB基準と相互運用可能な基準による開示が始まっている。
- このように各国で開示基準を制度化する動きが進展する中、グローバルに展開する我が国企業によるサステナビリティ情報の開示について、国際的な比較可能性を確保することで、投資家から評価され、企業と投資家との建設的な対話を促進して、中長期的な企業価値の向上につなげることが重要。企業にとっても、我が国独自の基準でなく、国際的に比較可能性が確保された基準に基づいて情報開示を行う方が実務負担の観点から望ましいとの声がある。
- 上記を踏まえると、我が国において、グローバルに展開する企業に適用されるサステナビリティ情報の開示基準は、国際的なベースラインの基準となるISSB基準と同等であることが求められる。

【2024年名目GDP予測（単位：十億ドル）】

	国・地域	名目GDP（IMF予測）
1	米国	27,966.5
2	中国	18,560.0
3	ドイツ	4,700.8
4	日本	4,286.1
5	インド	4,105.3
6	英国	3,587.7
7	フランス	3,183.4
8	イタリア	2,284.0
9	ブラジル	2,265.1
10	カナダ	2,238.5
11	ロシア	1,904.3
12	メキシコ	1,994.1
13	韓国	1,784.8
14	オーストラリア	1,685.6
15	スペイン	1,676.5

(出典)IMF Word Economic outlook(2024)

【株式時価総額（単位：百万ドル）】

	国・地域	株式時価総額
1	米国	53,360,718.6
2	中国	9,038,244.5
3	日本	6,586,868.9
4	香港	4,747,625.6
5	インド	4,458,738.2
6	フランス	3,374,531.7
7	サウジアラビア	2,994,405.4
8	イギリス	2,980,687.1
9	カナダ	2,862,846.2
10	ドイツ	2,426,504.8
11	台湾	2,134,494.8
12	スイス	2,031,000.2
13	韓国	1,858,375.9
14	オーストラリア	1,598,817.3
15	オランダ	1,057,917.1

(出典)Bloombergより金融庁作成（2024年2月末時点）

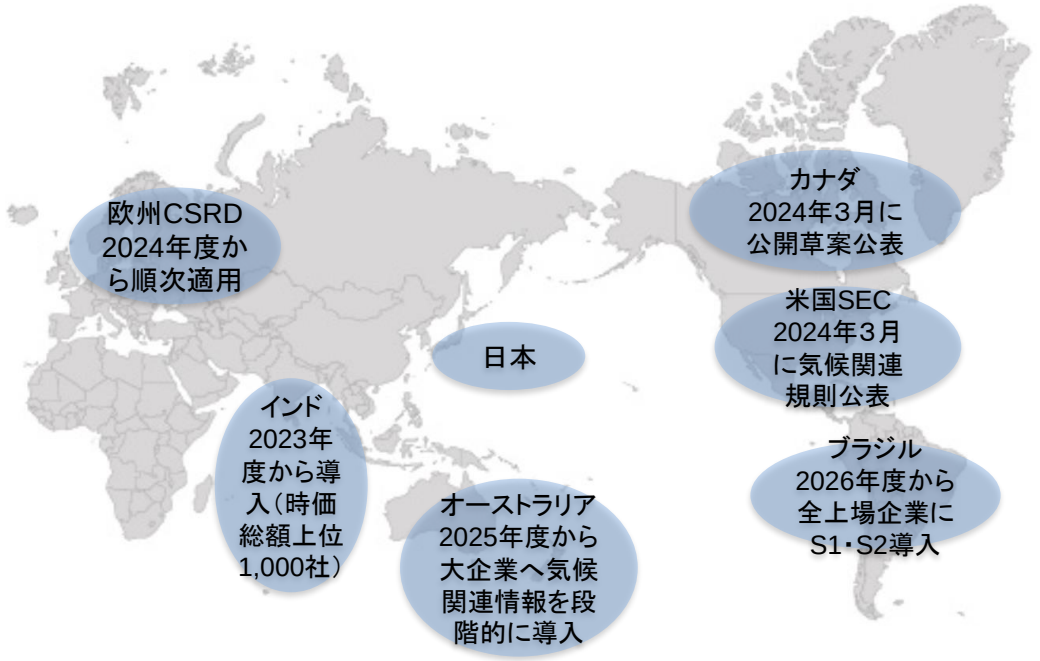

サステナビリティ開示基準のあり方と適用対象・適用時期の方向性（イメージ）

（資料4）

- プライム市場は、**グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた**企業向けの市場。このプライム市場にサステナビリティ開示基準を導入することで、**グローバルで比較可能性を確保**しながら、**中長期的な企業価値の評価に必要な情報を提供**し、**投資家との建設的な対話を促進**することが重要。**企業側の開示の効率性**も考慮し、国際的なベースラインとなる**ISSB基準と同等なサステナビリティ開示基準を取り込む**必要
- 企業等の準備期間を考慮し、**時価総額3兆円以上のプライム市場上場企業から段階的に導入する案を基本線**としつつ、国内外の動向、保証に関する検討状況等を注視しながら、**柔軟に対応**していく

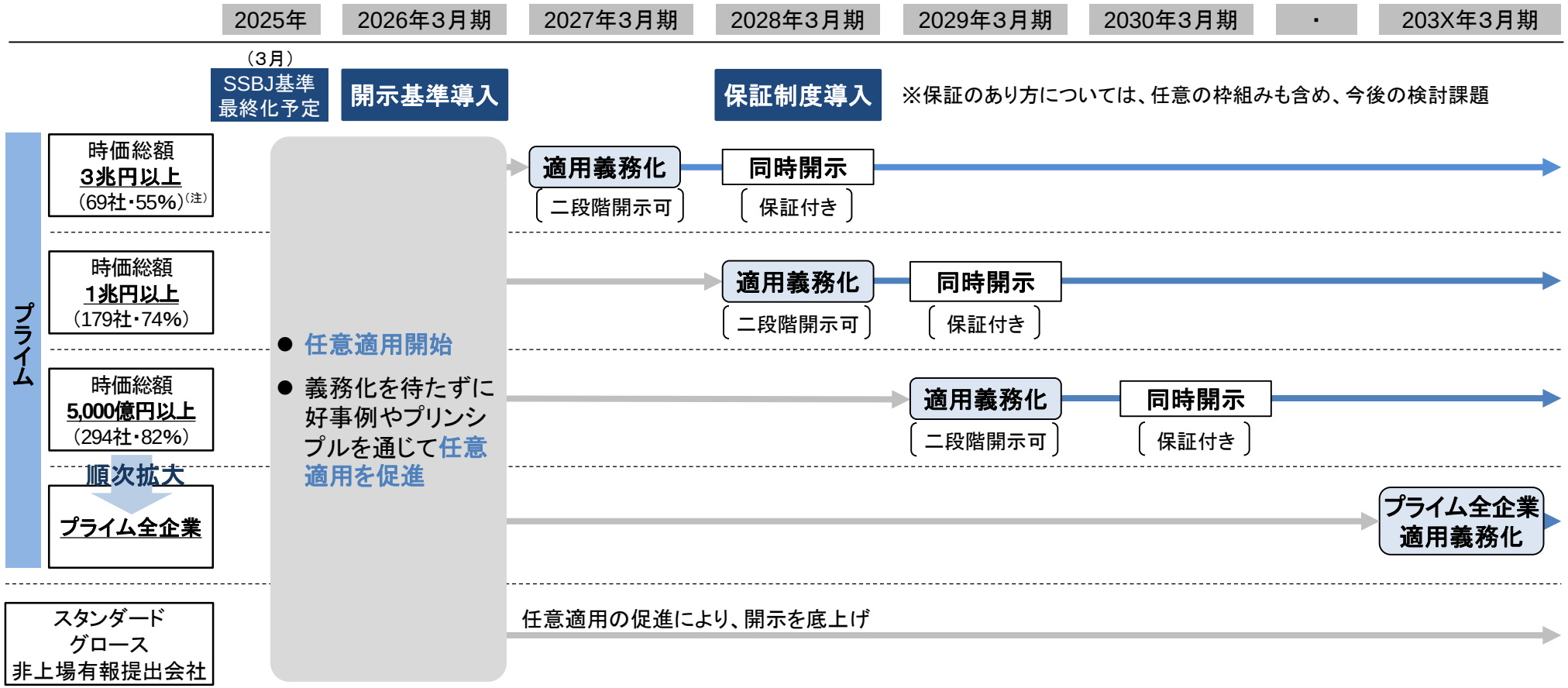

※ このほか、本邦で有報提出義務を負う企業が海外制度に基づくサステナビリティ情報の開示を行った場合には、臨時報告書等によって報告

（注）時価総額に応じた適用社数とカバレッジ（Bloomberg及びJPX公表統計の2024年3月29日時点の情報から作成）

考えられる主な論点

（資料5）

論点１ サステナビリティ保証の範囲・水準等

- 第三者保証の対象範囲は、公正妥当なサステナビリティ情報の開示の基準により作成された情報の全てか又はその一部にするか
- 保証水準は、限定的保証か合理的保証のどちらか、開示項目によって水準を分けるか、一定期間後に保証水準を変更するか

論点２ サステナビリティ保証業務の担い手

- 保証業務実施者については、公認会計士以外も含む制度（profession-agnostic）にするか
- 金融商品取引法において、サステナビリティ保証業務を行う者を規制する枠組みをどのように規定すべきか（参入規制、義務、責任、業務制限等）
- サステナビリティ保証業務実施者の資質及びその確認のあり方、サステナビリティ保証人材の育成（財務諸表監査に支障を生じさせないためのリソース確保を含む）

論点３ サステナビリティ保証業務に関する保証基準及び倫理・独立性基準

- 財務諸表監査における監査基準や倫理規則に相当するルールの体系や設定主体をどのようにするか、国際的なサステナビリティ保証業務に関する保証基準や倫理・独立性基準との整合性をどのように確保すべきか

論点４ サステナビリティ保証業務実施者への検査・監督のあり方

- 金融庁や公認会計士・監査審査会の役割や権限の見直しも含めて、検査・監督のあり方はどうあるべきか

論点５ 自主規制機関の役割

- 自主規制機関の運営主体はどうあるべきか、どういった役割を果たすべきであるか

（参考） 金融庁委託調査「主要国のサステナビリティ情報等の開示・保証の動向に関する調査」報告書の公表
https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20240417/20240417.html

「記述情報の開示の好事例集」の概要

（資料6）

開示の充実化に向けた実務の積上げ・浸透を図る取組として、2018年度から毎年、「記述情報の開示の好事例に関する勉強会」を実施した上で、「記述情報の開示の好事例集」を公表（更新）。

記述情報の開示の好事例集

○ 2023年度は、2023年１月に改正した「企業内容等の開示に関する内閣府令」を踏まえ、有価証券報告書（以下、「有報」）等において新たに開示が求められた「サステナビリティ情報」に関する開示例を取りまとめ、「記述情報の開示の好事例集2023」として公表（2023年12月27日公表）。また、2024年３月８日には「コーポレート・ガバナンスの概要」等の好事例を追加して、公表（更新）。

○ 好事例集には「投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント」及び「好事例として取り上げた企業の主な取組み」などを掲載しているほか、それぞれの開示例では、好事例として着目したポイント等を青色のボックスにコメントしている。

⇒好事例集の活用を通じて、各企業の有報等の開示内容に関して、より一層の充実化が図られることを期待。

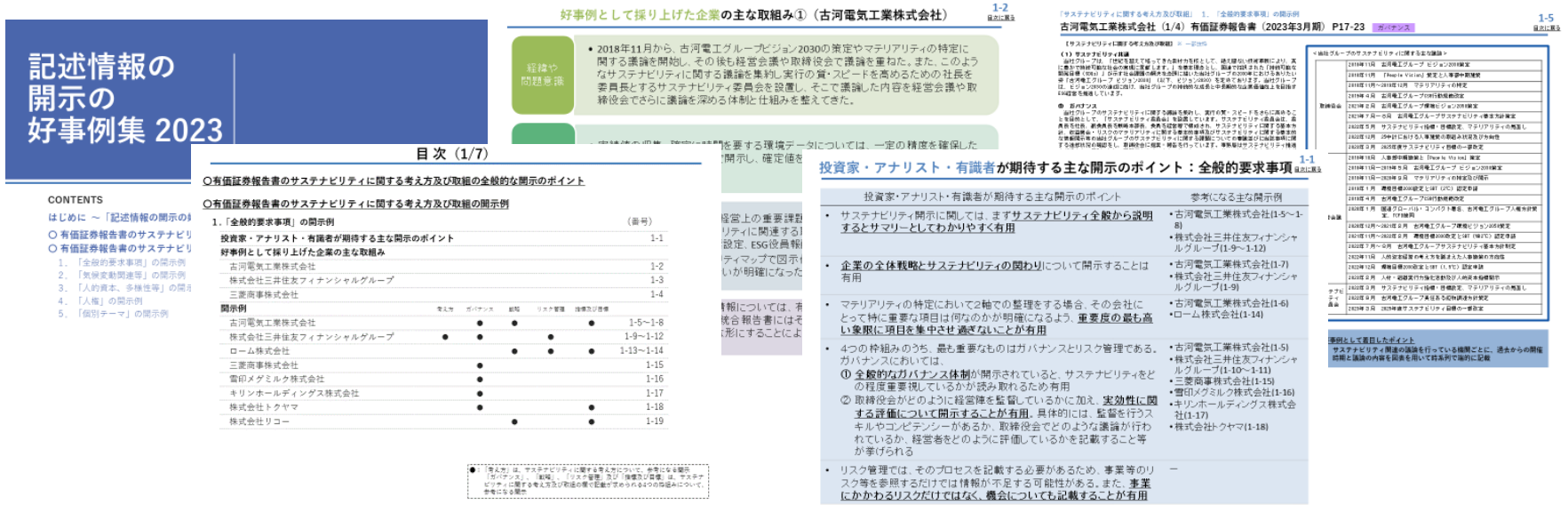

令和5年度の有価証券報告書レビュー

（資料7）

□ 金融庁は、上場会社等から提出された有価証券報告書の記載内容の適正性の確保及び充実化の促進の観点から、各財務（支）局及び沖縄総合事務局と連携して、主に「法令改正関係審査」及び「重点テーマ審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施している。

法令改正関係審査

- 審査内容：**2023年１月に施行された企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(*1, 2)**

  (*1) 2023年３月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用

  (*2)主にサステナビリティに関する企業の取組みの開示及びコーポレートガバナンスに関する開示についての改正

- 対象企業：2023年３月末～2024年３月（３月末日除く）決算の全ての有価証券報告書提出会社
- 審査方法：調査票による審査

重点テーマ審査

- 審査テーマ：**サステナビリティに関する企業の取組みの開示（*3）**

  (*3) 2023年１月に施行された企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令の適用にともない、有価証券報告書において開示される「サステナビリティに関する考え方及び取組」に関する記載内容について**自主的な改善**に資するよう審査

- 対象企業：2023年３月末～2024年３月（３月末日除く）決算の有価証券報告書提出会社から審査対象会社を選定
- 審査方法：質問票による対話型の審査

□ 令和5年度の有価証券報告書レビューについて、複数の提出会社に共通して識別された課題に関し、今後の有価証券報告書の作成にあたって留意すべき事項等を取りまとめて、2024年３月29日に金融庁ウェブサイトにて公表した。

□ 令和5年度の審査において識別された課題の状況等を踏まえ、令和6年度においても、基本的に令和5年度と同じテーマで有価証券報告書レビューを実施する方針である。

EDINET（電子開示システム）の開発状況等

- EDINETは各種法令改正等に対応するため、2023事務年度においてEDINETの開発を行った。
- 投資家等に対し財務情報等を安定的に提供するため、目標である稼働率99.9%以上（年度ベース）を維持した。

EDINETの概要

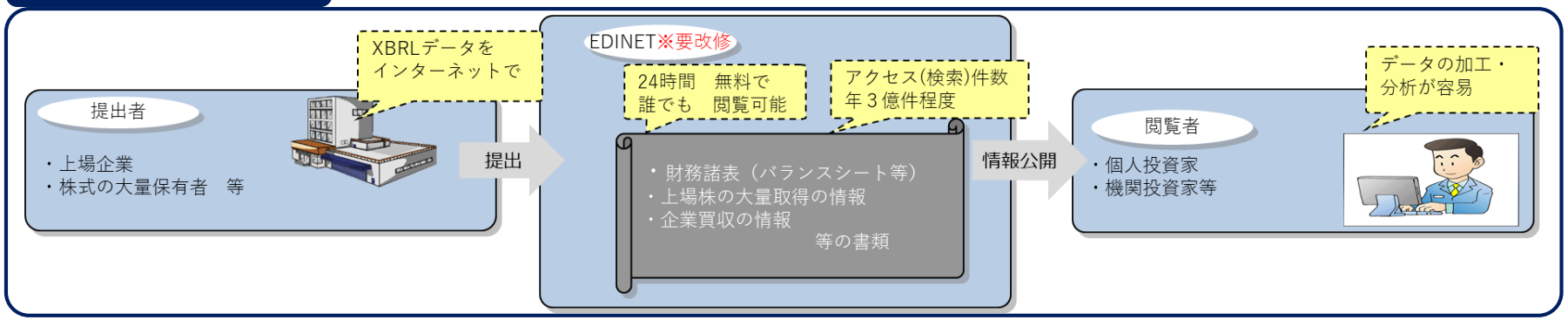

EDINETの開発内容

- 有価証券報告書等のサステナビリティ情報の記載欄新設等に伴うシステム改修業務

  ①金融商品取引法等の一部を改正する法律（2023年11月成立）の施行に向け半期報告書や臨時報告書等の公衆縦覧期間の延長等の改修を実施【2024年３月リリース】

  ②上記法律の施行に伴う四半期報告書制度の廃止及び企業内容等の開示に関する内閣府令改正（2023年１月）に伴う「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄新設に伴う改修を実施【2023事務年度末時点で要件定義から各種テスト工程まで完了※】
  ※2024年７月にリリース

- 四半期報告書制度の廃止に伴うタクソノミ開発業務

  2025年版EDINETタクソノミの適用へ向け、四半期報告書制度の廃止を踏まえたEDINETタクソノミ等の開発を実施【2023事務年度末時点で一次開発要件定義まで完了】

我が国におけるIFRS任意適用企業の拡大（2024年6月末時点：288社）

（資料9）

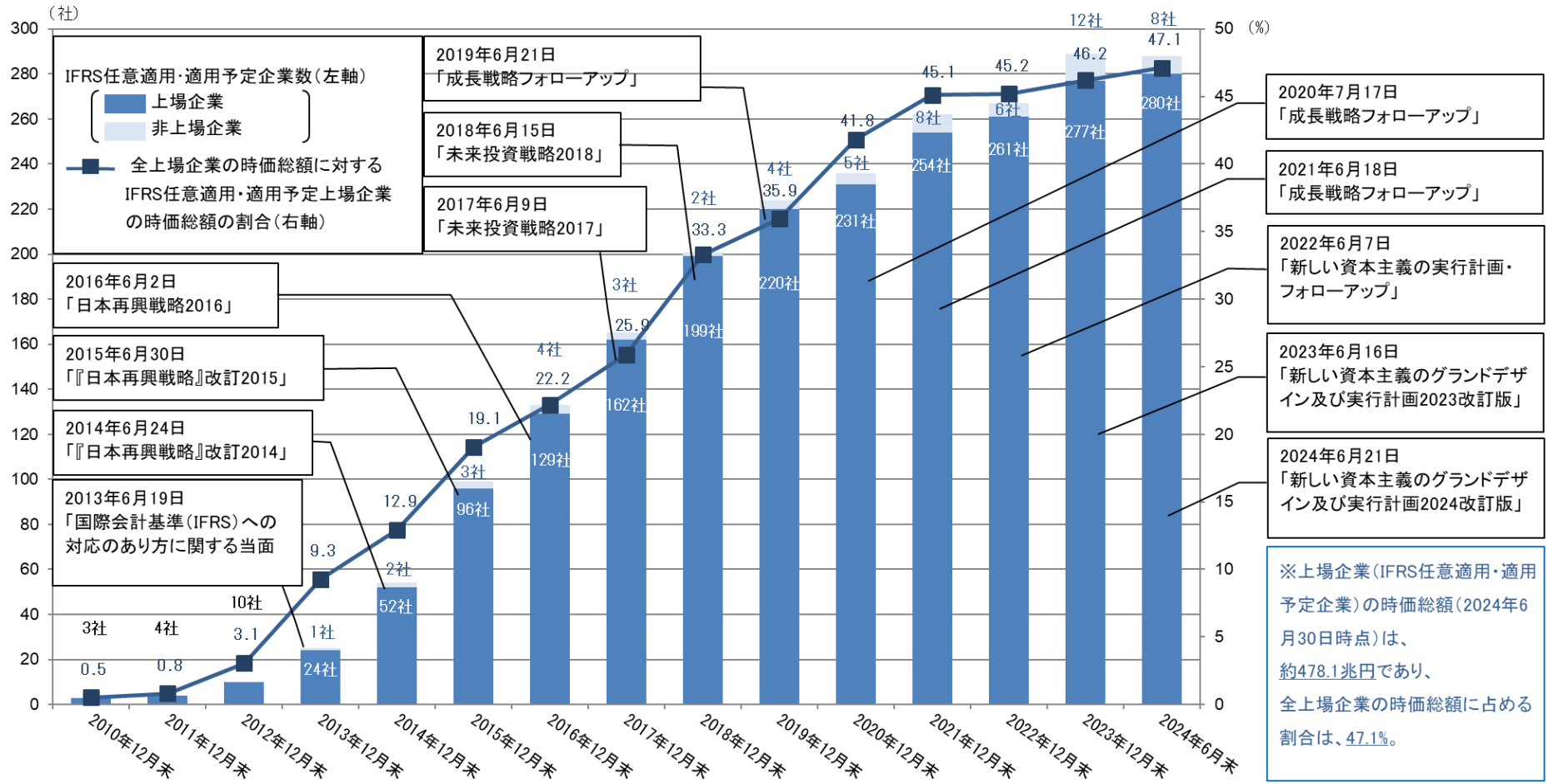

※日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準（IFRS）の任意適用を開始。
※2020年6月末以降は、東証上場会社の決算短信に記載された「会計基準の選択に関する基本的な考え方」において、IFRSの適用を予定している旨を適用時期を明示したうえで記載した会社を含む。

監査人によるレビューに関する基準の改訂

（資料10）

□ 監査人によるレビューに関する基準について、改訂前の四半期レビュー基準の対象は四半期報告書のみであったところ、改定後の期中レビュー基準は四半期決算短信を含む様々な期中のレビューを対象にする基準とした。【2024年3月の企業会計審議会総会において最終化】

※ レビューには、財務諸表が表示のルールに準拠しているか評価する準拠性結論と、さらに財務諸表が利用者の適切な理解のために全体として適切に表示されているかまで評価する適正性結論がある。四半期レビュー基準の対象は、適正性結論のみであったところ、期中レビュー基準では準拠性結論もカバー。

取引所の決算短信に「コ本化」前

	年度監査	四半期レビュー
対象	一般目的/特別目的の財務諸表	**一般目的の四半期財務諸表**
実施者	監査人	年度の監査人と同一
意見/結論表明	適正性意見/準拠性意見	**適正性結論**
準拠すべき基準	一般に公正妥当と認められる監査の基準 ➢ 監査基準 ➢ 実務の指針	一般に公正妥当と認められる監査の基準 ➢ **四半期レビュー基準** ➢ 実務の指針

：レビューの基準が対象とするもの

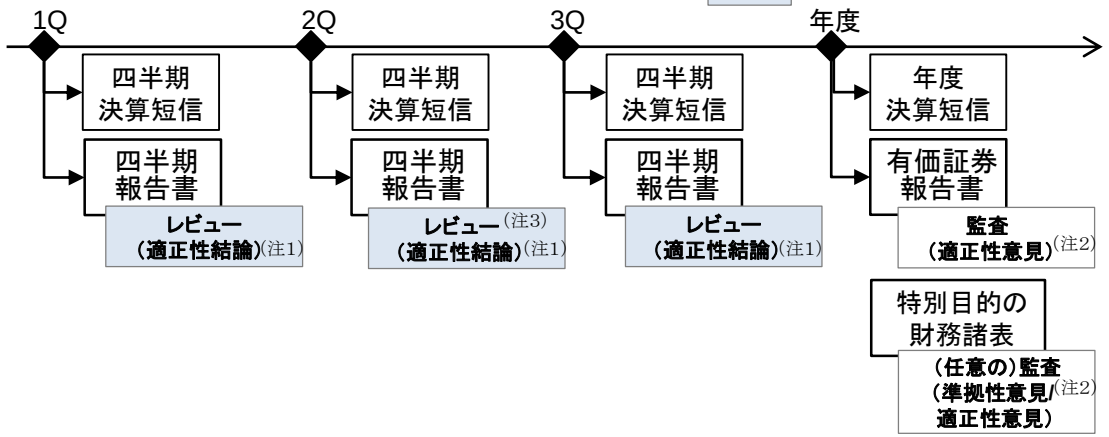

（注1）四半期レビュー基準では、一般目的の四半期財務諸表に対する**適正性に関する結論表明を行う場合のみ**を規定
（注2）監査基準では、一般目的/特別目的の財務諸表に対する適正性/準拠性に関する意見表明を行う場合を規定
（注3）第2四半期について、銀行等の特定事業会社等が提出する半期報告書等に含まれる中間財務諸表に対して、中間監査基準に基づき監査が行われる

コ本化」後

	年度監査	期中レビュー
対象	一般目的/特別目的の財務諸表	一般目的/**特別目的の期中財務諸表**
実施者	監査人	年度の監査人と同一
意見/結論表明	適正性意見/準拠性意見	適正性結論/**準拠性結論**
準拠すべき基準	一般に公正妥当と認められる監査の基準 ➢ 監査基準 ➢ 実務の指針	一般に公正妥当と認められる監査の基準 ➢ **期中レビュー基準** ➢ 実務の指針

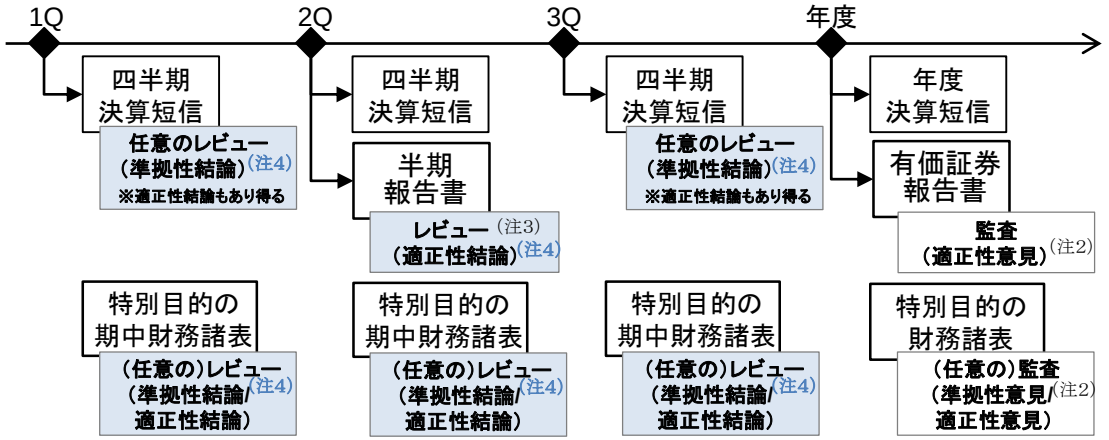

（注4）**期中レビュー基準**では、一般目的/**特別目的**の期中財務諸表に対する適正性/**準拠性**に関する結論表明を行う場合を規定